資料４

# 杉並区平和施策に関する区民懇談会運営要綱

令和８年５月12日
杉 並 第 7544 号

（趣旨）
第１条　この要綱は、杉並区平和施策に関する区民懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。
（目的）
第２条　懇談会は平和施策に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。
（１）　区の実施する平和事業の推進に関すること。
（２）　区民の平和への意識啓発に関すること。
（３）　その他、区民生活部長が必要と認める事項
（構成）
第３条　懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。
（１）　学識経験者　１人
（２）　区内の地域団体等から推薦を受けた者　３人
（３）　一般公募による区民　３人
（４）　30歳未満の区民（平和学習中学生派遣事業派遣経験者等）　３人
２　構成員の任期は、令和９年６月末日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
（運営）
第４条　懇談会は、必要に応じて区民生活部長が招集する。
２　懇談会の司会及び進行をする者は、区民生活部長が懇談内容ごとに適した者を選出する。
３　区民生活部長は、会議に際し必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者及び関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
４　懇談会は、令和９年６月末日までの期間において、必要に応じて開催する。
（会議の公開）
第５条　懇談会は、公開とする。
（庶務）
第６条　懇談会の庶務は、区民生活部管理課において処理する。
（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区民生活部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。